

## 償却資産（固定資産税）の申告をお願いします

問 税務課 固定資産税係 ☎0968・86・5723

償却資産とは、固定資産税の一種で、事業をしている人がその事業をするために使用している資産（構築物、機械、装置、工具、器具・備品など）です。令和6年1月1日現在で償却資産を所有している人は、期限までに申告をお願いします。なお、申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たない場合は課税されません。

●申告書の提出期限 **1月31日**☑

●申告が必要な人

- ・町内で事業をしている個人または法人
- ・町内で事業はしていないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

※確定申告、住民税申告をされる人で、経費の減価償却費の欄に償却資産をお持ちの人は、固定資産税償却資産の申告も必要です。

●申告方法

昨年申告があった人や課税標準額が100万円以上の人には、12月中旬に申告用紙を郵送しています。1年間の償却資産の増減を申告してください。

新たに事業を始めた人、課税標準額が100万円未満だが新たな償却資産を購入した人、申告用紙が届かない人は、ご連絡をお願いします。



町ホームページ

詳しくは、町ホームページにてご確認ください。

— 償却資産の例 —



## 『農業委員』と『農地利用最適化推進委員』を募集します

問 農業委員会事務局 庶務係 ☎0968・34・3111

農業に関する識見を持ち、農地の利用最適化の推進などに関する職務を行っていただく農業委員と農地利用最適化推進委員を次のとおり募集します。

募集人数

農業委員 11人（うち認定農業者6人以上、中立委員1人）

※中立委員：農業者以外の者で中立的な立場で公正な判断をすることができる者

農地利用最適化推進委員 17人（菊水地区8人、三加和地区9人）

業務内容

農業委員…農地の貸借や売買、転用許可などについて、総会へ出席して審議、判断を行うほか、農地利用最適化推進委員と共に現場活動（状況調査など）を行う。

農地利用最適化推進委員…担当地区において、担い手への農地の集積・集約化などの現場活動を行う。

任期

令和6年8月1日から令和9年7月31日まで（3年間）

募集期間

令和6年1月15日☑から2月14日☑まで（必着）

応募方法

所定の用紙に必要事項を記載のうえ、郵送いただくか、役場三加和支所農業委員会事務局または役場本庁住民環境課へ持参・提出してください。なお、応募に関する用紙などは、農業委員会事務局で配布するほか、町ホームページからダウンロードできます。

その他

法律により、受付期間の中間時点、終了時点で応募者の氏名等（住所を除く）を町ホームページで公表します。



町ホームページ

## 寒い日は家の中の温度差に気をつけて！ヒートショックを防ぎましょう

問 保健子ども課 保健予防係 ☎0968・86・5730

ヒートショックとは、暖かい部屋から寒い部屋への移動や、急激な温度の変化によって、血圧が大きく変動することで、失神したり、心筋梗塞などの血管の病気を引き起こすことです。血管は寒いと縮まり、熱くなると拡がります。血圧がジェットコースターのように大きく上下することで意識を失ったりしてしまうのです。

おこりやすい場所………浴槽、脱衣所、トイレ

入浴時の対策

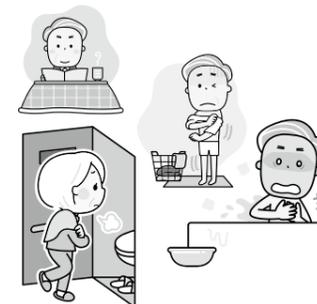
- 入浴前に脱衣所や浴室を暖める
- お風呂の温度は41度以下、湯につかる時間は10分までを目安にする
- 食後すぐの入浴や、飲酒後・医薬品服用後の入浴は避ける
- 入浴の前に同居している方に声をかけて、意識してもらう
- 浴槽から急に立ち上がらないようにする

トイレでの対策

- 便座は暖房装置や便座カバーを使う
- 夜に起きてトイレに行くときは、上着や靴下を身に付ける

その他

- 生活習慣病予防（適度な運動・バランスの良い食事・規則正しい生活）
- 高齢者・高血圧の方・糖尿病・脂質異常の方は特に気をつけましょう



## 農業機械の盗難が発生しています

問 農林振興課 農業振興係 ☎0968・34・3111

和水町内において、農業機械の盗難が発生しています。盗難防止に向けた取組を実施して、農業機械を守りましょう。

■盗難被害を防ぐためには

1. エンジンキーは車体に置いたままにせず、必ず持ち帰りましょう。
2. 警報器、ハンドルロック、タイヤロックなどの盗難防止用品を使用しましょう。
3. 田畑、農道などの住居から離れた場所に農業機械を放置せず、施錠できる倉庫などに保管しましょう。
4. 倉庫などに、防犯灯（センサー付きライト）、防犯カメラ、防犯警報器などを設置しましょう。
5. 倉庫のシャッター前、敷地の出入り口などに障がい物を置いて、簡単に農業機械を搬出できないようにしましょう。

※その他にもできるだけ多くの対策を講じることが有効です!!

■盗難被害に対する備え

1. 農業機械の盗難などを補償する共済（自動車共済・農機具共済）や保険などに加入しましょう。
2. 所有している農機具の車体番号や型番、特徴を記録しておきましょう。

■盗難に遭った場合の対応

速やかに最寄りの警察署などに届け出るとともに、加入している農業共済組合や保険代理店に連絡し、JAや販売店に情報提供しましょう。

